

法テラスにおける法教育（法に関する教育）への取組について

これまでの法教育への取組実績

◆ 法教育（法に関する教育）の実施件数

平成18年度 (平成18年10月～)	79件 (学校 7件 / 学校以外 72件)
平成19年度	190件 (学校19件 / 学校以外171件)
平成20年度	223件 (学校43件 / 学校以外180件)
平成21年度	263件 (学校32件 / 学校以外231件)
平成22年度 (平成22年4月～12月)	230件 (学校33件 / 学校以外197件)

(※地方事務所からの報告に基づく集計値。業務説明などの法知識教育を含む。)

◆ 地方事務所における具体的取組例

○司法をより身近で使いやすいものだと感じてもらうために、ホームページ等を通じて、地域の団体、学校等に出席講座開催をお知らせし、依頼を受けて、「出張法テラス」として弁護士や司法書士（副所長・スタッフ弁護士）等の職員を講師として派遣。

○一般市民を対象に、地方自治体の「市民講座」などの機会を活用して、スタッフ弁護士が「暮らしに役立つ法律講座」「裁判員制度について」などの講演を実施

○地域の老人会などの集まりにおいて、高齢者を対象とした法律講座を実施

○地域事務所スタッフ弁護士が、小学生を対象とした模擬裁判を実施

など

募集チラシ例（埼玉地方事務所・宮崎地方事務所）

HPでの募集例（青森地方事務所）

法テラスの法教育への取組方針

◆ なぜ、法テラスが法教育に取り組むのか？

法テラスは、

国民のみなさんに、紛争を未然に防止し、また、紛争を適切に解決するために必要な基礎的な素養を身に付けてもらうことが必要である

< H16.11.4 法教育研究会報告書「我が国における法教育の普及・発展を目指して」12P参照 >

と考えています。

< 総合法律支援の基本理念 >

総合法律支援の実施及び体制整備は、民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスが受けられる社会の実現を目指して行われるものとする。

このような社会の実現には、...

国民一人ひとりに、必要なときに司法を利用できる力があることが必要

また、国民一人ひとりに、紛争解決に必要な基礎的素養があれば、紛争を未然に防止し、あるいは、紛争が深刻化する前に適切に解決することができ、当事者が紛争解決のために無用の負担をする必要がなくなる。

◆ 法テラスが取り組んでいる法教育とは？

法教育とは？

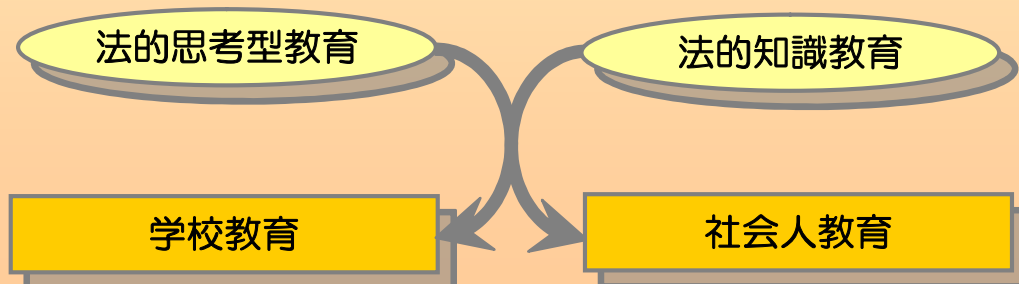
法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、**法的なものの考え方を身に付けるための教育**

< H16.11.4 法教育研究会報告書「我が国における法教育の普及・発展を目指して」参照 >

法テラスは、

法的なものの考え方を身に付けるとともに、特に社会人については実生活で必要となる法的知識を身に付けることも必要であり、これらを併せて取組を進めていく必要がある

と考えています。



法テラスの今後の具体的な取組など

◆ 法テラスの基本的な活動方針

法テラスは、

関係各機関・団体等と協同しつつ、法教育の普及・発展を後方からサポートしていくような役割を果たしていきたい

と考えています。

法テラスが果たすべき役割は、これまでの取組などの地域の実情を踏まえ、**関係各機関と協議を行いつつ考えていくのが良い**と考えている。

法教育の普及・発展のために、「法テラス」という法的サービスを行う公共インフラを積極的に活用していただければ、総合法律支援の理念にもかなうものとする。

＜考えられる法テラスの取組例・活用例＞

- 法教育に関する情報・資源の収集・蓄積
- 海外の制度の情報収集・蓄積
- 地域の法教育推進協議会等の事務局的役割担当（京都の例など）
- スタッフ弁護士等の学校への派遣（授業案への助言、授業補助、実践等）
- 法教育教材開発への協力

など

◆ 法テラスの当面の活動など

法テラスは、

これまで同様、社会人を主な対象としつつ、ユーザーのニーズに応じた法教育（法に関する教育）への取組を積極的に進めるとともに、法教育の普及・発展に取り組みたい

と考えています。

- 自治体等が開催する市民講座や地域コミュニティの集まりなどの場を活用し、これまで以上に、法に関する教育の普及に向けた取組を行う
- 依頼・要請に基づき、学校における活動も継続して実施
- 各関係機関と連携して、法に関する教育の普及のための広報活動等を実施